

区民委員会情報連絡

令和 7 年 8 月 1 9 日

情報連絡事項	頁
1 特別区民税・都民税の納税通知書（普通徴収分）及び国民健康保険料・ 後期高齢者医療保険料の決定通知書発送後の電話件数等について	2
2 令和 7 年度国民健康保険料の賦課状況について	5
3 健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いについて	7
4 後期高齢者医療高額療養費制度の 2 割負担者への負担軽減措置の終了に ついて	10

(区 民 部)

区民委員会情報連絡

令和7年8月19日

件名	特別区民税・都民税の納税通知書（普通徴収分）及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の決定通知書発送後の電話件数等について																																																			
所管部課名	区民部課税課、納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課																																																			
内 容	令和7年度の特別区民税・都民税の納税通知書（普通徴収分）及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の決定通知書について下記のとおり発送した。ついては、発送後の電話件数等について報告する。 記 1 発送日及び発送件数（下段は前年度実績） （1）特別区民税・都民税の納税通知書（普通徴収分） 令和7年6月9日（月）129,955件 ※ 前年度比+3,015件 （令和6年6月10日（月）126,940件） （2）国民健康保険料の決定通知書 令和7年6月11日（水）94,825件 ※ 前年度比△1,969件 （令和6年6月12日（水）96,794件） （3）後期高齢者医療保険料の決定通知書 令和7年7月9日（水）94,686件 ※ 前年度比+1,420件 （令和6年7月10日（水）93,266件） 2 電話件数等 （下段は前年度実績）																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th><th>件数等</th><th>ピーク日</th><th>ピーク日の件数等</th><th>集 計 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">課税課・納税課</td><td>電話件数</td><td>9,906件 (10,500件)</td><td>6月16日（月） (6月14日（金）)</td><td>1,206件 (1,310件)</td><td rowspan="3">6月9日 から 6月30日</td></tr> <tr> <td>来庁者数</td><td>5,004人 (5,114人)</td><td>6月23日（月） (6月19日（水）)</td><td>482人 (528人)</td></tr> <tr> <td>証明発行件数</td><td>4,642件 (4,839件)</td><td>6月18日（水） (6月24日（月）)</td><td>382件 (498件)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">国民健康保険課</td><td>電話件数</td><td>6,228件 (6,652件)</td><td>6月18日（水） (6月17日（月）)</td><td>812件 (866件)</td><td rowspan="3">6月12日 から 6月27日</td></tr> <tr> <td>来庁者数</td><td>3,233人 (3,596人)</td><td>6月18日（水） (6月17日（月）)</td><td>394人 (526人)</td></tr> <tr> <td>窓口における保険料収入額</td><td>19,065千円 (21,727千円)</td><td>6月23日（月） (6月24日（月）)</td><td>2,777千円 (3,658千円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">高齢医療・年金課</td><td>電話件数</td><td>3,925件 (4,193件)</td><td>7月14日（月） (7月16日（火）)</td><td>410件 (534件)</td><td rowspan="3">7月11日 から 7月31日</td></tr> <tr> <td>来庁者数</td><td>2,018人 (1,739人)</td><td>7月22日（火） (7月16日（火）)</td><td>216人 (183人)</td></tr> <tr> <td>窓口における保険料収入額</td><td>5,086千円 (4,433千円)</td><td>7月14日（月） (7月17日（水）)</td><td>1,141千円 (1,184千円)</td></tr> </tbody> </table>					内 容		件数等	ピーク日	ピーク日の件数等	集 計 期 間	課税課・納税課	電話件数	9,906件 (10,500件)	6月16日（月） (6月14日（金）)	1,206件 (1,310件)	6月9日 から 6月30日	来庁者数	5,004人 (5,114人)	6月23日（月） (6月19日（水）)	482人 (528人)	証明発行件数	4,642件 (4,839件)	6月18日（水） (6月24日（月）)	382件 (498件)	国民健康保険課	電話件数	6,228件 (6,652件)	6月18日（水） (6月17日（月）)	812件 (866件)	6月12日 から 6月27日	来庁者数	3,233人 (3,596人)	6月18日（水） (6月17日（月）)	394人 (526人)	窓口における保険料収入額	19,065千円 (21,727千円)	6月23日（月） (6月24日（月）)	2,777千円 (3,658千円)	高齢医療・年金課	電話件数	3,925件 (4,193件)	7月14日（月） (7月16日（火）)	410件 (534件)	7月11日 から 7月31日	来庁者数	2,018人 (1,739人)	7月22日（火） (7月16日（火）)	216人 (183人)	窓口における保険料収入額	5,086千円 (4,433千円)	7月14日（月） (7月17日（水）)
内 容		件数等	ピーク日	ピーク日の件数等	集 計 期 間																																															
課税課・納税課	電話件数	9,906件 (10,500件)	6月16日（月） (6月14日（金）)	1,206件 (1,310件)	6月9日 から 6月30日																																															
	来庁者数	5,004人 (5,114人)	6月23日（月） (6月19日（水）)	482人 (528人)																																																
	証明発行件数	4,642件 (4,839件)	6月18日（水） (6月24日（月）)	382件 (498件)																																																
国民健康保険課	電話件数	6,228件 (6,652件)	6月18日（水） (6月17日（月）)	812件 (866件)	6月12日 から 6月27日																																															
	来庁者数	3,233人 (3,596人)	6月18日（水） (6月17日（月）)	394人 (526人)																																																
	窓口における保険料収入額	19,065千円 (21,727千円)	6月23日（月） (6月24日（月）)	2,777千円 (3,658千円)																																																
高齢医療・年金課	電話件数	3,925件 (4,193件)	7月14日（月） (7月16日（火）)	410件 (534件)	7月11日 から 7月31日																																															
	来庁者数	2,018人 (1,739人)	7月22日（火） (7月16日（火）)	216人 (183人)																																																
	窓口における保険料収入額	5,086千円 (4,433千円)	7月14日（月） (7月17日（水）)	1,141千円 (1,184千円)																																																

3 電話による主な問合せ内容

(1) 課税課

集計期間：6月9日から6月30日

No.	内 容	件 数	割 合
1	税額（税計算等）	2,240 件	32.5%
2	徴収方法の変更	1,569 件	22.6%
3	申告内容の確認・修正申告	922 件	13.4%
4	定額減税	38 件	0.6%
5	課税・納税証明書（請求方法等）	425 件	6.2%
6	分納相談・口座振替（納税課転送）	446 件	6.5%
7	その他（年金特別徴収・納通未着等）	1,259 件	18.2%
	合 計	6,899 件	100.0%

(2) 納税課

集計期間：6月9日から6月30日

No.	内 容	件 数	割 合
1	納付相談	1,864 件	62.0%
2	その他（口座振替など）	1,143 件	38.0%
	合 計	3,007 件	100.0%

(3) 国民健康保険課

集計期間：6月12日から6月27日

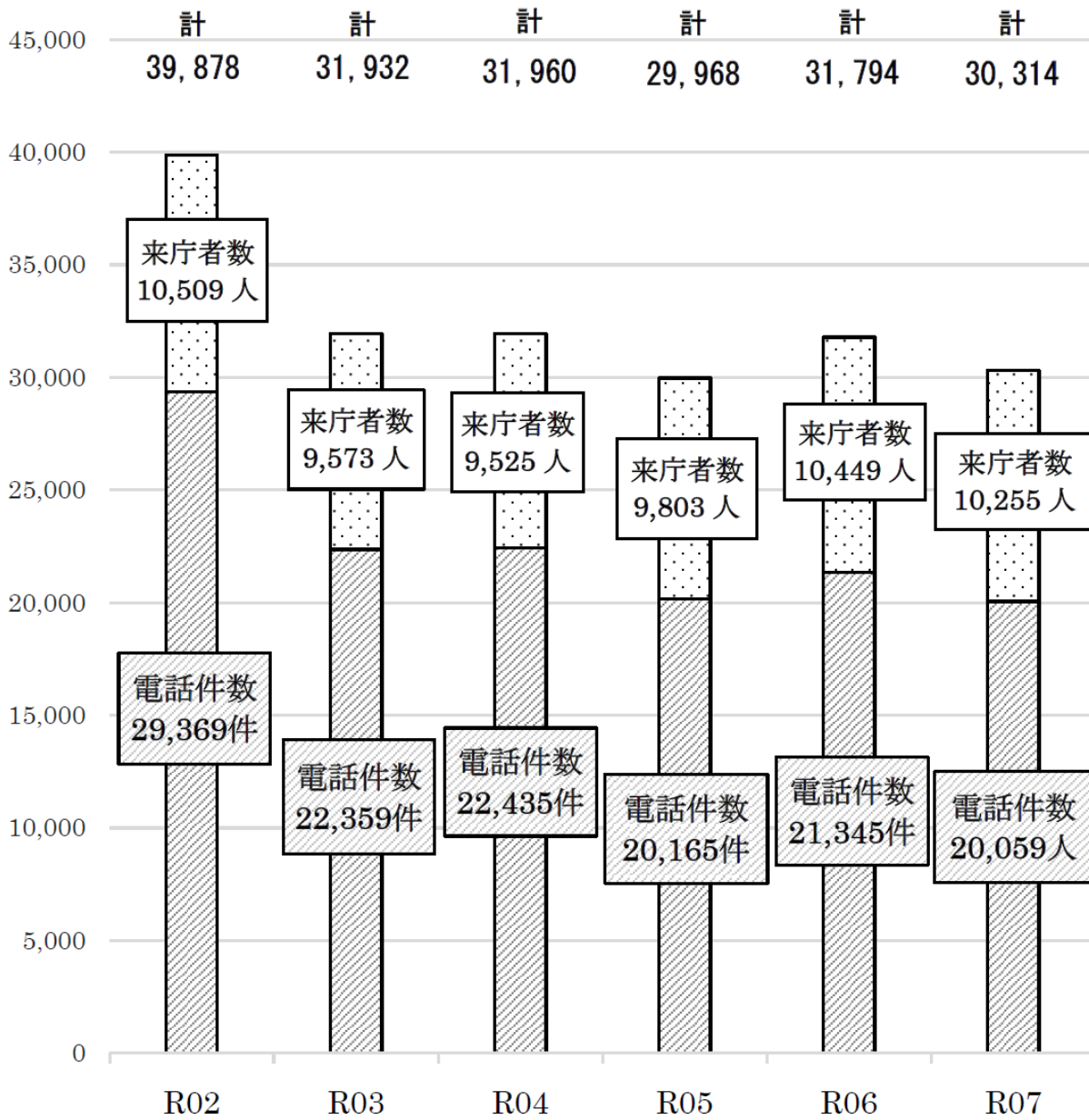
No.	内 容	件 数	割 合
1	保険料額	1,545 件	24.8%
2	納付相談	835 件	13.4%
3	国保資格の加入・喪失手続	948 件	15.2%
4	その他 （納付書未着・口座振替など）	2,900 件	46.6%
	合 計	6,228 件	100.0%

(4) 高齢医療・年金課

集計期間：7月11日から7月31日

No.	内 容	件 数	割 合
1	保険料決定額、通知書の見方	712 件	18.1%
2	保険料支払方法、納付相談	585 件	14.9%
3	資格確認書の負担区分、更新について	1,829 件	46.6%
4	その他（給付関係等）	799 件	20.4%
	合 計	3,925 件	100.0%

電話件数・来庁者数過去6年間の推移 (4課合計)



区民委員会情報連絡

令和7年8月19日

件 名	令和 7 年度国民健康保険料の賦課状況について																																													
所管部課名	区民部国民健康保険課																																													
内 容	令和 7 年度国民健康保険料の当初賦課処理を実施し、保険料決定通知書及び上半期の納付書を 6 月 1 1 日付けで発送したので、以下のとおり情報連絡する。 1 6 月調定における賦課額・世帯数の比較（現年分のみ） <table><tr><td></td><td>6 年度</td><td>7 年度</td><td>増減</td><td>前年比</td></tr><tr><td>賦課額</td><td>17,564,844 千円</td><td>16,461,202 千円</td><td>△1,103,642 千円</td><td>△6.28%</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>95,926 世帯</td><td>94,071 世帯</td><td>△1,855 世帯</td><td>△1.93%</td></tr><tr><td>1 世帯当たりの賦課額</td><td>183,100 円</td><td>175,000 円</td><td>△8,100 円</td><td>△4.42%</td></tr></table> 【令和 6 年度との比較とその要因】 （1）賦課額の減少 ア 1 世帯当たりの賦課額は、令和 6 年度の 183,100 円から 175,000 円に 8,100 円減少した。 イ 主な要因は、都に納付する国保事業費納付金の減少により、医療分保険料の所得割率が令和 6 年度比で 0.98 ポイント減少（8.69%→7.71%）したことである。 （2）世帯数の減少 ア 世帯数は、令和 6 年度と比較し、1,855 世帯減少した。 イ 主な要因は、①社会保険加入（約 20,900 人）と②満 75 歳の年齢到達による後期高齢者医療保険への移行（約 6,000 人）である。 2 軽減等の状況 （1）所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減（※1） <table><tr><td></td><td>6 年度</td><td>7 年度</td><td>増減</td><td>前年比</td></tr><tr><td>7 割軽減</td><td>25,751 世帯 (26.8%)</td><td>25,183 世帯 (26.8%)</td><td>△568 世帯</td><td>△2.21%</td></tr><tr><td>5 割軽減</td><td>9,473 世帯 (9.9%)</td><td>9,199 世帯 (9.8%)</td><td>△274 世帯</td><td>△2.89%</td></tr><tr><td>2 割軽減</td><td>7,422 世帯 (7.7%)</td><td>6,986 世帯 (7.4%)</td><td>△436 世帯</td><td>△5.87%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>42,646 世帯 (44.5%)</td><td>41,368 世帯 (44.0%)</td><td>△1,278 世帯</td><td>△3.00%</td></tr></table> ※1 世帯主および国民健康保険加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置 ※2 （ ）内は各年度の賦課世帯数に対する割合。小数点 2 位以下端数があるため、各軽減割合を足しても合計の割合とは一致しない。		6 年度	7 年度	増減	前年比	賦課額	17,564,844 千円	16,461,202 千円	△1,103,642 千円	△6.28%	世帯数	95,926 世帯	94,071 世帯	△1,855 世帯	△1.93%	1 世帯当たりの賦課額	183,100 円	175,000 円	△8,100 円	△4.42%		6 年度	7 年度	増減	前年比	7 割軽減	25,751 世帯 (26.8%)	25,183 世帯 (26.8%)	△568 世帯	△2.21%	5 割軽減	9,473 世帯 (9.9%)	9,199 世帯 (9.8%)	△274 世帯	△2.89%	2 割軽減	7,422 世帯 (7.7%)	6,986 世帯 (7.4%)	△436 世帯	△5.87%	合 計	42,646 世帯 (44.5%)	41,368 世帯 (44.0%)	△1,278 世帯	△3.00%
	6 年度	7 年度	増減	前年比																																										
賦課額	17,564,844 千円	16,461,202 千円	△1,103,642 千円	△6.28%																																										
世帯数	95,926 世帯	94,071 世帯	△1,855 世帯	△1.93%																																										
1 世帯当たりの賦課額	183,100 円	175,000 円	△8,100 円	△4.42%																																										
	6 年度	7 年度	増減	前年比																																										
7 割軽減	25,751 世帯 (26.8%)	25,183 世帯 (26.8%)	△568 世帯	△2.21%																																										
5 割軽減	9,473 世帯 (9.9%)	9,199 世帯 (9.8%)	△274 世帯	△2.89%																																										
2 割軽減	7,422 世帯 (7.7%)	6,986 世帯 (7.4%)	△436 世帯	△5.87%																																										
合 計	42,646 世帯 (44.5%)	41,368 世帯 (44.0%)	△1,278 世帯	△3.00%																																										

【令和6年度との比較とその要因】

(ア) 令和6年度と比較し、所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減世帯数は1,278世帯減少したが、賦課世帯数に対する割合は0.5ポイント減とほぼ横ばいであった。

(イ) 主な要因は、満75歳の年齢到達による後期高齢者医療保険への移行である。

(2) 未就学児に係る均等割額軽減 (※3)

総軽減割合	内訳1	内訳2	6年度	7年度	増減	前年比
8.5割	7割	1.5割	534人	478人	△56人	△10.49%
7.5割	5割	2.5割	383人	380人	△3人	△0.78%
6割	2割	4割	317人	286人	△31人	△9.78%
未就学児に係る均等割額軽減のみ			1,549人	1,383人	△166人	△10.72%
合 計			2,783人	2,527人	△256人	△9.20%

内訳1 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減割合

内訳2 未就学児に係る均等割額軽減割合

※3 就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置

【令和6年度との比較とその要因】

(ア) 令和6年度と比較し、未就学児に係る均等割額軽減の対象者が256人減少した。

(イ) 主な要因は、少子化による未就学児の国保加入者の減少である。

(3) 保険料が限度額 (※4) に達した世帯数

	6年度	7年度	増減	前年比
限度額世帯	2,386世帯 (2.5%)	1,920世帯 (2.0%)	△466世帯	△19.5%

※4 限度額世帯とは、保険料が最高額（賦課限度額）に達した世帯
(令和6年度106万円、令和7年度109万円)

※5 () 内は賦課世帯数に対する割合

【令和6年度との比較とその要因】

(ア) 令和6年度と比較し、保険料が限度額に達した世帯数は466世帯減少した。

(イ) 主な要因は、保険料の賦課限度額が3万円引き上げられたことに加え、医療分保険料の所得割率が0.98ポイント減少(8.69%→7.71%)したことである。

3 今後の方針

今後も資格取得・喪失届出や所得異動に基づき、適切な賦課業務を行っていく。

区民委員会情報連絡

令和7年8月19日

件名	健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いについて
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課
内容	令和7年6月27日付で厚生労働省から事務連絡（別紙参照）があった件について、7月1日に厚生労働大臣の記者会見があり、厚生労働大臣の「<u>暫定的に有効期限が切れた保険証を令和8年3月31日まで医療機関等で使える</u>」とのコメントが一部報道機関で取り上げられた。 このことについて、以下のとおり情報連絡する。 1 令和7年6月27日付厚生労働省事務連絡の概要 患者が気づかずに有効期限切れの保険証や、資格情報のお知らせのみを持参し医療機関等を訪れた場合でも、患者に10割の負担を求めるのではなく、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムで資格情報を確認するなどして、患者に3割等の負担を求めて受診させることは差し支えない。 こうした移行期における暫定的な対応は、令和8年3月31日までの対応とする。 2 区の対応 (1) 7月4日に全区議会議員に対し、上記に関する情報提供を行った。 (2) 同日、区ホームページに以下の記事を掲載した。 <u>健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い</u> 有効期限が切れた健康保険証を気づかずに医療機関等に持参した場合や、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを医療機関等に持参した場合の暫定的な取扱いが厚生労働省から示されました。 くわしくは、以下のファイルをご確認ください。 <u>健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い（PDF：93KB）</u> (3) 7月23日の保険医療協議会で、本件について足立区医師会に報告した。

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 27 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料
の送付について

先般、都道府県民生主管部(局)・国民健康保険主管(部)に対して発出した「8月以降の健康保険証の切り替えに伴う対応について」(令和7年5月30日厚生労働省保険局国民健康保険課・医療介護連携政策課事務連絡)の中における「8月以降の受診の際の具体的な対応」に関し、健康保険証の有効期限切れに伴う移行期の暫定的な取扱いについて、今般、疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い

問 多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、

- ・有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者や
- ・健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

(答)

- 受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、
 - ① 患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける
 - ② 患者が保険医療機関等に資格確認書、又は有効期限内の発行済み健康保険証を提出するのいずれかにより行うことが基本である。

- また、①の資格確認を受けられなかった場合には、
 - ・患者のマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」(※)か、
 - ・患者のマイナンバーカードとマイナポータルに表示する資格情報画面によって資格確認を行うことを可能としている。

(※) 健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を有する被保険者に対して健康保険証の有効期限が切れる前までに送付される。書面上はこのお知らせのみでは受診できない旨が通常記載されている。

- しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。

- 患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものとする。

- こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。

区民委員会情報連絡

令和7年8月19日

件名	後期高齢者医療高額療養費制度の2割負担者への負担軽減措置の終了について		
所管部課名	区民部高齢医療・年金課		
内 容	令和4年10月1日から3年間時限で設けられた負担軽減措置が令和7年9月30日で終了するので報告する。		
	1 1か月の自己負担限度額の一覧表（外来診療）		
	負担割合	～令和7年9月30日	令和7年10月1日～
	3割	変更なし	
	2割※1	終了 6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10%または18,000円のいずれか低い方（年間上限144,000円）	新 18,000円（年間上限144,000円）
	1割	変更なし	
	※1 令和7年6月30日時点の区内2割負担被保険者数は、15,934人		
	2 自己負担額の例示（負担割合が2割の方）		
	10割分の医療費が50,000円の場合は、実質8,000円から10,000円に変更となります。		
	(1) 令和7年9月30日まで		
ア 6,000円＋ $\frac{50,000円-30,000円}{10割分の医療費} \times 10\%$ ＝8,000円 自己負担限度額			
イ $\frac{10,000円}{2割分の医療費} - \frac{8,000円}{自己負担限度額} = \frac{2,000円}{高額療養費}$			
(2) 令和7年10月1日以降			
ア $\frac{10,000円}{2割分の医療費} < \frac{18,000円}{自己負担限度額}$ のため、高額療養費の支給対象外			
3 周知方法			
(1) 東京都後期高齢者医療広域連合発行広報紙「東京いきいき通信 Vol.38」令和7年7月12日発行 ※令和7年7月9日全区議会議員に配付済			
(2) あだち広報（令和7年8月10日号）			
(3) 区ホームページ			